



エンドユーザー使用許諾契約書

エンドユーザー使用許諾契約書

本エンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社が発売元である「VOCALOID2 錠音リンレン アpend / RINLEN APPEND」（以下「本製品」といいます）に関して、お客様とヤマハ株式会社及びクリプトン・フューチャー・メディア株式会社（以下「当社ら」といいます）との間で締結される契約です。本製品を使用された時点で、お客様は本契約のすべての条項に同意したとみなされます。お客様が本契約に同意されない場合は、本製品の使用はできません。但し、本製品に関連するアップグレード版や修正版に対して別途の契約書が添付されている場合には、その別途の契約書が本契約に優先する場合があります。

なお、本契約は、「本製品」の取扱いと、お客様が生成した「合成音声」について定めるものであり、「本キャラクター」の利用について定めるものではありません。「本キャラクター」の利用については、別途定める「キャラクター利用のガイドライン」に従ってください。

使用になる前に、以下の本契約の内容を必ずお読み下さい。

第1条（定義）

本契約において、以下の各号の用語の意義は、以下の各号に定めるとおり定義されるものとします。

- (1) 「お客様」とは、本契約において、個人又は法人のいずれかであるかを問わず、本製品を正規に購入した方をいいます。
- (2) 「本製品」とは、「錠音リンレン アpend」をいい、関連するあらゆるアップグレード版や修正版等を含みます。
- (3) 「合成音声」とは、本製品を使用することによって生成される、あらゆるオーディオ出力をいいます。
- (4) 本製品の「使用」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又はデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、又は永続的なメモリにインストールされていることをいいます。
- (5) 「本キャラクター」とは、本製品の名称「錠音リンレン アpend」と、本製品のパッケージに描かれた絵画の著作物とによって、その外観等の特徴を表現されている抽象的概念をいいます。

第2条（使用許諾）

当社らは、お客様に対し、本契約の諸条件に従うことを条件として、本製品の使用を許諾します。

2. お客様は、本製品を一台のコンピュータにのみインストールして使用し、合成音声を生成したり使用したりすることができます。
3. お客様は、本契約の諸条件に従うことを条件として、お客様が生成した合成音声を商用／非商用を問わず使用することができます。

第3条（別途使用許諾が必要な場合）

お客様が合成音声を以下の各号の目的又は形態で使用する場合には、別途の使用許諾が必要となります。そのような追加の使用許諾契約が必要な場合は、必ず事前にクリプトン・フューチャー・メディア株式会社までお問い合わせ下さい。なお、使用形態によっては、追加ライセンス料が発生する場合があります。

- (1) 商用カラオケでの使用
商用カラオケソフトウェア、カラオケハードウェア、インターネットを利用したカラオケシステムその他の商用カラオケ製品、又はカラオケサービス（オンライン、オフラインその他あらゆる形態を含みます）に合成音声を使用する場合。
- (2) 電話／携帯電話着信音等の商用目的での使用
電話機（携帯電話を含みます）や電話用機器（以下「電話機等」という）の呼び出し音、警告音等として合成音声を商用目的で使用する場合。但し、他の楽器や音楽作品中の音と組合せての電話機等の呼び出し音、警告音等での合成音声の使用は、追加使用許諾を取得することなく本契約の下で許可されています。
- (3) 映像作品での使用
映像作品（アニメーションを含む）内の人事物やキャラクターが歌ったりパフォーマンスしていると取れるような態様で合成音声を使用する場合。
- (4) 商品への表示
本製品のタイトル（「錠音リンレン アpend」）、「錠音リン」、「錠音レン」、「VOCALOID」、「ボーカロイド」、「バーチャル・シンガー」、「バーチャル・アーティスト」その他これらに類する表示（以下「契約表示」といいます）が歌手、アーティスト、楽器名その他何らかの形でクレジット若しくは表記されている商品、その包装や宣伝物等に契約表示が記載されている商品、又は映像作品のエンドロール等消費者に認識される形態で契約表示が含まれている商品に、合成音声を使用し、これを商業的に使用、譲渡又は配信等の利用をする場合。

第4条（禁止事項）

本製品の使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。

- (1) お客様が公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を公開又は配布すること。
- (2) 本製品の歌手（声優）本人に限らず、第三者の名誉・声望その他の人格権を侵害する合成音声を公開又は配布すること。
- (3) 本製品の全部又は一部をお客様又は第三者のソフトウェアのコンポーネントとして使用すること。
- (4) 本製品を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。
- (5) 本製品の全部又は一部を複製（ディスクに収録されている形式、他製品用・再販売用にフォーマットを変換した形式、ミキシング、フィルタリング、リシンセセイザした形式、第三者が入手可能な形式その他形式の如何を問わない）、公衆送信（公開掲示板やFTPサイト、WEBサイト、ストレージサイト、P2Pネットワーク上等で送信可能な状態にすること、インターネット上で第三者へ電子的に転送や配信すること、不特定多数のユーザーがアクセス可能なネットワーク・コンピュータ／サンプラー上に格納すること、その他公衆送信すること）、譲渡、貸与、領布、改変、翻案その他の利用をすること。
- (6) 本製品を中古品として第三者に再販売すること。なお、本製品の使用許諾は本製品を購入したお客様一個人に対して与えられており、お客様は本契約によって得た使用許諾の全部又は一部を第三者に再許諾し、貸与し、若しくは担保に供することはできません。
- (7) 本製品を操作可能な状態で放置すること。
- (8) 本製品に記載されているコピーライト表記を削除及び変更その他不明確にすること。
- (9) レコーディング・スタジオやレンタル会社等のサービスの一環として、クライアントのために本製品を使用し、又はクライアントに本製品を提供しましたは使用されること。
- (10) 本契約に違反すること

第5条（本製品の権利及び譲渡禁止）

本製品に係る著作権及び著作隣接権その他の知的財産権は全て当社らに帰属し、著作権法その他の知的財産権法によって保護されています。本契約により当社らに帰属している権利の全部または一部が、お客様に移転するものではありません。

また、本契約による使用許諾は、お客様本人に与えられるものであり、お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づく許諾若しくは義務を第三者に譲渡することはできません。

第6条（限定保証）

当社らは、本製品及び合成音声その他本製品に収録されている当社らが提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本製品は、現状有姿のまま提供されるものであり、当社らは、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。

2. 本製品の使用及び動作に起因する損害の責任は、全てお客様自身が負うものとします。当社らは、本製品又はその付属文書の使用によってお客様が被る可能性のある動作や結果について、一切保証いたしません。
3. 本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程やその他によって默示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

第7条（責任の制限）

当社ら（本条では当社らのサプライヤー、ディーラー、販売店、代理店を含みます）及び当社らの従業員は、(a) お客様による本製品又は合成音声の使用及び公開あるいは配布に起因して生じた如何なるクレーム、訴訟及び損害（通常損害、特別損害、直接的損害、派生的・間接的・付随的・偶発的損害、逸失利益、その他あらゆる種類の損害を含みます。当社らがこのよう損害が起こる可能性を知り得たかどうかに関わりません）を賠償する責任、(b) 第三者からの権利侵害、損害賠償その他の請求又は申立てに関する責任を一切負いません。万一、当社ら及び当社らの従業員がお客様に対して何らかの損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、原因の如何を問わず、本製品の購入代金相当額を上限とします。

第8条（契約終了）

お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了し、当社らはお客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることができます。当社らは、いかなる時点でも、お客様への告知により本契約を終了させることができます。またお客様は、いかなる時点でも、お客様が所持する本製品及びその複製物の全てを破棄、抹消及びアンインストールすることにより、本契約を終了させることができます。本契約が終了した場合、お客様は、自己の保有する本製品及びその複製物の全てを破棄しなければなりません。本契約が終了した場合でも、本契約中の第4条から第11条の効力は有効に存続するものとします。

第9条（準拠法）

本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第10条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（契約の変更）

当社らは、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、当社らがお客様に変更の事実と変更箇所を通知し又は当社らウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、それに対してお客様が同意又は使用したときから発生するものとします。

YAMAHA 及び VOCALOID はヤマハ株式会社の日本及びその他の国における商標または登録商標です。
鏡音リン、鏡音レンは、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社の登録商標です。

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は、著作権侵害が行われていないかどうかを確認するために、他のサウンドウェアやソフトウェアのリリースを常に監視しています。不正コピー及び著作権侵害は、該当するあらゆる法律の下において厳重な処罰の対象となります。

「キャラクター利用のガイドライン」

http://www.crypton.co.jp/character_guideline

本契約及び限定保証に関してご質問がある場合は、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社
(FAX : 011-222-0707 / email : licensing@crypton.co.jp) までお問い合わせ下さい。

Copyright 2010 Crypton Future Media, Inc. All rights reserved.